

粕江市議会業務継続計画（BCP）（案）について
委員等からの意見・質問まとめ

| No. | 頁 | 該当箇所 | 委員等からの意見・質問 | 意見・質問への対応 |
|-----|----|-------------------------|--|--|
| 1 | 1 | 2 対象とする災害（1） | 質問：*改正内容ではありませんが。 「市本部設置、さらに全職員が災害応急対応業務のために配備されるような大規模災害」とあるが、全職員が配備されることは現実的に難しいのではないか？行政職員で粕江市民割合は3割。休日や閉庁中だと、参集するのが困難。「全職員」という定義を、柔軟に解釈できる規定にできないか？ | No.1及び2の意見を踏まえ下記のとおり整理しました。 2 対象とする災害 本BCPは、次の災害を対象とする。 市本部が設置され、災害対応を実施する災害 |
| 2 | | | ○この項には（2）以下がないため、（1）はなくてもよいのではないのでしょうか。 ○参集職員が全職員でなく限定されていても、災害対策本部を設置して対応を実施するケースもあると思いますので、例えば「市本部が設置され、災害対応を実施する災害」などの表記としてはいかがでしょうか。 | |
| 3 | | 3 議会の役割（2） | 情報等を周知する際のツールとしてLINEWORKS掲示板やSideBooksが記載されているが、状況によって使用できない可能性も考えられるのではないか。 | 「LINEWORKS掲示板等のSNS等にて通知する。」とし、データの保存先となるSideBooksの文言は削除しました。 |
| 4 | 2 | 6 災害時の市との連携 | 「災害対策本部」と議員は直接の連絡は行わない旨、記載があるが、 →台風19号時に「議長は市災害対策本部に出席」運用は行われていた。 →その旨の記載が必要ではないか | 図の粕江市災害対策本部の枠内に「※議長はオブザーバーとして出席」と記載しています。 |
| 5 | | 7 災害発生時における対応（1）災害発生時ア② | P12 9 連絡体制（1）安否確認等ア 本BCPが対象とする災害が発生したときは、議員は議長に自身の安否、居所および連絡先を報告する。災害情報の提供についても同様とする。との整合がとれていない。 | |
| 6 | 3 | 7 災害発生時における対応（1）災害発生時イ | 新たに下記を設けるべき 誤った情報の流出や情報の錯誤を防ぐために議員の情報発信は禁止すべきである。ただし、市議会として発信された災害対策連絡会等から受けた情報、議員活動としての情報発信はこの限りではない。 | 御意見を踏まえ、7（1）イの⑤に以下のとおり追記し、⑤に記載されていた事項を⑥として整理しました。 ⑤ 全議員は、誤った情報の流出や情報の錯誤を防ぐために、災害対策連絡会等から受けた情報について、自身のホームページやSNS等に掲載することを固く禁じる。ただし、市議会として発信された災害対策連絡会等から受けた情報、議員活動としての情報発信はこの限りではない。 ⑤→⑥ 災害対策連絡会は、議長の判断により、オンラインで行うことができるものとする。 |
| 7 | 12 | 9 連絡体制（2）情報提供 | | No.2の意見に併せて整理しました。 災害対策連絡会から議員への情報提供については、LINEWORKS掲示板等のSNS等を通じて行うものとする。 |